

# 国立国語研究所共同研究プロジェクト推進会議規程

平成28年 4月 1日

国語研規程第80号

## (設置)

第1条 国立国語研究所（以下「研究所」という。）に、研究所が実施する共同研究プロジェクトの推進及び連携・調整を図るため、共同研究プロジェクト推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

## (任務)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 共同研究プロジェクト間の連携及び総合調整に関すること。
- (2) 共同研究プロジェクトの推進に関わる諸事業の企画及び運営に関すること。
- (3) 若手研究者の育成に関すること。
- (4) 教材及び教育プログラムの開発に関すること。
- (5) その他共同研究プロジェクトの推進に必要と認められる事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進会議は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 研究主幹
- (2) プロジェクトリーダー
- (3) 所長の指名する研究所職員

## (任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

## (議長)

第5条 推進会議に議長を置き、研究主幹をもって充てる。

- 2 議長は、推進会議を主宰する。
- 3 議長が不在のときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

## (招集等)

第6条 推進会議は、議長が招集する。

- 2 推進会議は、議長が必要と認めたときに、招集することができる。
- 3 議長は、必要に応じて委員以外の者から意見を聴取することができる。

## (議事)

第7条 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開くことができない。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(結果の報告)

第8条 議長は、推進会議における審議の結果について、所長に報告するものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、管理部総務課及び財務課の協力を得て、研究推進課において処理する。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、推進会議が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 国立国語研究所共同研究・共同利用委員会規程(国語研規程第71号)は廃止する。